

かゑらじと かねて思へハ 梓弓
なき数に入る 名をぞとどむる
四條畷に散った若き武将、楠正行

楠正行通信 第55号

平成29年9月12日

発行＝四條畷楠正行の会

〒575-0021 四條畷市南野5丁目2番16号

四條畷市立教育文化センター内 072-878-0020

地方分権・法令順守を説き、質素儉約を奨励

正成の献策に通じる帝への諫言

奥州將軍府を構築した顕家の上奏文

大島延次郎は、その著「北畠顕家～奥州を席捲した南朝の貴族將軍」の冒頭、「奥羽における南北朝の歴史は、北畠氏の歴史であるともいえよう。建武の中興に際し、北畠顕家は陸奥の守となつて、父親房とともに義良親王を奉じて、たが国府に下向した。ここを拠点とし、奥羽の経営に着手して、天稟の才を縦横に揮って活躍を開始した。やがて国府に次いで、霊山を牙城に代えると、活劇を演じた。時に利あらず、京畿の野に孤軍奮闘を続けたが、武運つきてあえなく悲壮な最期を遂げたので、その壮図は途中で挫折した。」と記している。

河内東条で孤軍奮闘、吉野の宮を支え続けた正行。はるか遠国の地、奥州で同じく吉野の宮を支え將軍府を構築した顕家。そして、共に若くして散って逝った二人。

さて、その顕家の思いを解く鍵が討死1週間前に吉野の帝に送った血涙の上奏文といえるだろう。

正行通信54号で北畠顕家の上奏文に触れましたが、ここに「日本中世史を見直す」(佐藤進一・網野善彦・笠松宏至)からその全文を転載します。なお、同著によれば、原典は日本思想大系「中世政治社会思想」下(岩波書店)とのことです。

北畠顕家奏上

第一条

(前欠)

鎮將、各々その分域を領知し、政令の出ずるや、五方に在り。因准のところ、故実を弁うるに似たり。元弘一統の後、この法いまだ周備せず。東奥の境、纔に皇化に靡く。これすなわち最初鎮を置くの効なり。西府に於ては、更にその人なし。逆徒敗走の日、擅にかの地を履み、諸軍を押領して、再び帝都を陥る。利害

の間、これを以て観るべし。およそ諸方鼎のごとくに立ちて、なお聴断に滞りあり。もし一所に於て四方を決断せば、万機紛紜していかでか患難を救わんや。分かち出して侯に封ずるは、三代以前の良策なり。鎮を置きて民を治るは、隋唐以遠の権機なり。本朝の昔、八人の觀察使を補し、諸道の節度使を定む。承前の例、漢家と異ならず。方今乱後の天下、民の心輒く和しがたし。速かにその人を撰びて、西府および東関に発遣せよ。もし遅留あらば、必ず噬臍の悔あらんか。兼て山陽・北陸等に各一人の藩鎮を置きて、便近の国を領せしめ、よろしく非常の虞に備うべし。当時の急にすべきこと、これより先はなし。

第二条

諸国の租税を免じ、儉約を専らにせらるべき事

右、連年の兵革、諸国の牢籠、苟しくも大聖の至仁にあらざれば、黎民の蘇息を致しがたし。今より以後三年は、偏えに租税を免じて、民肩を憩わしめよ。没官領新補の地頭等の所課、同じく蠲免に従い、その祭祀および服御等の用途は、別に豊富の地を撰び、以て供奉の數に充てよ。三カ年の間は万事興作を止め、一切に奢侈を断ち、しかる後、宮室を卑くし以て民を阜かにして、仁徳天皇の余風を追い、礼儀を節し俗を淳うして、延喜聖主の旧格²²に帰せば、拱を垂れて海内子のごとくに來り、征せずして遠方賓服せん。

第三条

官爵の登用を重んぜらるべき事

右、高き功あれば、不次の賞を以てするは、和漢の通例なり。その才なきに至りては、功ありといえども、多く田園を与えて名器を与えず。なんぞ況んや徳行なく勲功なくして、猥りに高官高位を躡さんや。維月の位は朝端の重んずるところ、青雲の交は象外の撰ぶところなり。その仁にあらずして僥倖の者、近年踵を継ぐ。

しかのみならず或いは起家の族、或いは武勇の士、先祖経歴の名を軽んじ、文官要劇の職を望む。各々登用の志を存し、恣に不次の恩に關る。向後の弊いかなぞ休むことを得ん。およそ名器は猥りに人に仮さず、名器の濫りなるは僭上の階なり。しかればすなわち、任官登用はすべからず才地を撰ぶべし。その功ありといえどもその器に足らざれば、厚く功禄を加え田園を与うべし。士卒および起家奉公の輩に至りては、且は烈祖昇進の跡を逐い、且は随分優異の恩に浴さば、なんの恨かこれあらん。

第四条

月卿・雲客・僧侶等の朝恩を定めらるべき事

右、朝廷に拝趨し、帷幄に昵近し、朝夕暮々竜顔に咫尺し、年々歳々鴻慈を戴仰するの輩、たといその身を尽くすとも、いかでか皇恩を報ぜんや。ここに国家乱逆して、宸襟聊からず。或いは乗輿を海外に移し、或いは行宮を山中に構う。人臣と作て、忠義を竭さんはこの時なり。しかれども、忠を存じ義を守る幾許ぞや。無事の日は大禄を貪婪し、艱難の時は逆徒に屈伏す。乱心賊子にあらずして何ぞや。罪死して余りあり。かくのごときの族、何を以て新恩を荷負せんや。僧侶護持の人、また多くこの類なり。辺域の士卒に逮びては、いまだ王化に染まずといえども、君臣の礼を正し、忠を懐き、節に死するの者、勝計すべからず。恵沢いまだ遍からざるは政道の一失なり。しかれば功なき諸人の新恩の跡を以て、士卒に分ち賜うべきか。およそ元弘以来没官の地頭職を以ては、他用を闕かれて有功の士に配分し、国領および庄公等の本所領を以ては、宦官道俗の恩に擬せられれば、朝礼廃れず勲功空しからざるものか。そもそもまた累葉の家々不忠の科は、悪むべしといえども、偏えにその人を廢黜せば、誰かまた朝廷の故実を弁え、冠帯の威儀を刷わんや。近年士卒の競望により、多く相伝の庄園を収公す。理の推すところ、絳善政にあらず。しかれば累家の私領においては、すべからずその家に返され、公務の忠否に随い、追つて黜陟あるべきなり。今度陪従の輩ならびに向後朝要の仁に至りては、尤も計略の分限を定め、拝趨の羽翼を計い行わるべきか。

第五条

臨時の行幸および宴飲を闕かるべき事

右、帝王の之るところ、慶幸せずということなし。風俗を移し、艱難を救うの故なり。世澆季に莅み、民塗炭に墜つ。遊幸・宴飲まことにこれ乱国の基なり。一人の出ずるときは、百僚威儀に卒従し、過差の費、万を以て数う。況んやまた、宴飲は鳩毒なり。故に先聖これを禁じ、古典これを誡む。伯禹酒味を敷きて儀狄を罰し、周公酒誥を制して武王を諫む。草創これを守るといえども、守文なおこれを懈る。今洛都に還り、再び魏闕に

幸さば、臨時の遊幸、長夜の宴飲、堅くこれを止め、深くこれを禁ぜよ。明らかに前車の覆るを知りて、すべからず後乗の師となすべし。万人の企望するところ、けだしここにあり。

第六条

法令を厳にせらるべき事

右、法は国を理むるの權衡、民を馭するの鞭轡なり。近ごろ朝に令して夕に改む。民以て手足を措くところなし。今出て行わざれば、法なきにしかず。しかれば則ち、約三の章を定めて、堅石の軛ばしがたきがごとし、画一の教を施して、流汗の反らざるごとくせば、王事監こと靡く、民心自ら服せん。

第七条

政道の益なき寓直の輩を除かれるべき事

右、政のためその得あらば、蜀蕘の民といえどもこれを用いるべし。政のためその失あらば、閹閹の士といえどもこれを捨つべし。頃年以来、卿士・官女および僧侶のうち、多く機務の蠹害をなし、ややもすれば朝廷の政事を黷す。道路目を以てし、衆人口を杜ぐ。これ臣鎮に在るの日、耳に聞きて心に痛むところなり。それ直を挙げて枉に措くは、聖人の格言なり。賞を正して罰を明らかにするは、明王之至治なり。かくのごときの類早く除くにしかず。すべからず黜陟の法を明らかにし、耳目の聴を闕くべし。陛下諫に従わざれば、泰平期するなからん。もし諫に従わば、清肅日あるものか。小臣もと書卷を執りて軍旅の事を知らず。忝くも綽詔を承り、艱難の中に跋涉す。再び大軍を挙げて命を鴻毛に齊うす。幾度か挑み戦いて身を虎口に脱れし、私を忘れて君を思い、悪を却け正に帰せんと欲するの故なり。もしそれ先非改めず太平致しがたくば、符節を辞して范蠡の跡を逐い、山林に入りて以て伯夷の行を学ばん。

以前条々、言すところ私にあらず。およそそれ政をなすの道、治を致すの要、我が君久しくこれを精練したまい、賢臣各々これを潤飾す。臣のごときは後進末学、なんぞ敢て計い議せんや。しかりといえども、あらあら管見の及ぶところを録し、いささか丹心の蓄懐をのぶ。書は言を尽くさず。言は意を尽くさず。伏して冀くば、上聖の玄鑑に照して、下愚の懇情を察したまえ。謹んで奏す。

延元三年五月十五日

従二位権中納言兼陸奥大介鎮守府大將軍臣源朝臣頭家上る